

VI 健康保険被保険者適用除外申請について

以下の場合で当国保組合に継続して加入するときは、年金事務所へ適用除外承認申請が必要となる。(事実発生日から14日以内に申請が必要。)

ただし、申請が遅れ、年金事務所から承認を受けることができない場合は、「協会けんぽ（健康保険）」へ加入となるため、当国保組合は脱退となる。

- ◇当国保組合に加入している個人事業所（一人親方）が法人事業所となるとき
- ◇当国保組合に加入している個人事業所が常時従業員を5人以上雇用したとき
(従業員5人未満でも厚生年金の任意適用を受けるとき)
- ◇既に適用除外承認を受けた者を使用する事業所が新たに従業員を雇用するとき
- ◇厚生年金適用事業所に就職した当国保組合の被保険者（組合員および家族）

健康保険適用除外承認申請の要件

被保険者の健康保険適用除外承認の取扱いは、厚生労働省の通知「保国発第1215001号平成17年12月15日「国民健康保険組合の被保険者に係る政府管掌健康保険の適用除外について」（以下「平成17年通知」）によります。

平成17年通知（抜粋）

2 政府管掌健康保険（現「協会けんぽ」）における適用除外の承認に当たっては、適用除外の承認を受けようとする者が、次に該当することにより国民健康保険組合の行う国民健康保険事業の運営において、将来に亘り、必要とされる者であると、国民健康保険組合の理事長が認めた者に限ること。

- (1) 国民健康保険組合の被保険者である者を使用する事業所が法人となる又は5人以上事業所となる等により、健康保険の適用事業所となる日において、現に国民健康保険組合の被保険者である者
- (2) 国民健康保険組合の被保険者である者が法人又は5人以上事業所を設立する等により、健康保険の適用事業所となる場合における当該被保険者
- (3) (1)又は(2)に該当することにより適用除外の承認を受けた者を使用する事業所に新たに使用されることとなった者
- (4) 国民健康保険組合の被保険者である者が、健康保険の適用事業所に勤務した場合における当該被保険者

【重要】

申請対象となる組合員やその事業所の事業主が保険料を滞納していないことや当国保組合及び地域建築組合に対して協力的であること等を地域建築組合担当者へ確認したうえで、適用除外申請を受理するかどうか判断します。

(1) 手続きの流れ

- ①健康保険被保険者適用除外申請をする旨を当国保組合に連絡する。
- ②地域組合より白紙の「健康保険被保険者適用除外申請書（2枚複写）」を事業主へ渡す。（年金事務所のホームページからもダウンロード可。）
※1枚目が「健康保険被保険者適用除外申請書」、2枚目が「厚生年金保険被保険者資格取得届」となっている。必ず両方揃えて年金事務所に提出すること。
- ③事業所は適用除外申請書（1枚目）の必要事項を全て記入し（P.44記入例参照）、当国保組合の取得届等の書類と併せて地域組合に提出する。（P.14表5参照）書類を確認後、当国保組合へ送付する。
※期限内に提出できない時は、当国保組合理事長宛に「遅延理由書」を添付すること。
- ④当国保組合が取得届等を確認した後、適用除外申請書に必要事項を記入し、理事長印を押印したうえで、事業所へ返送する。

- ⑤事業所は理事長印のある適用除外申請書を年金事務所へ提出する。（事実発生日から14日以内）
※期限内に申請できない時は、事業所は「遅延理由書」（年金事務所の様式）を添付すること。
- ⑥申請後、年金事務所から事業所に「健康保険被保険者適用除外承認証」が届いたら、その写しを当国保組合へ提出する。（FAX可）
※新規の事業所は「適用通知書」の写しも提出が必要。（FAX可）
（事業所の住所等が記載されている書類のこと）
- ⑦当国保組合が適用除外承認証の写しを取り受け、役員決裁後に保険証を地域組合へ交付する。
保険料は「厚生年金適用事業所の事業主／従業員」区分となる。
※平成9年9月1日以降の当国保組合加入者は、保険証の番号が変更となる。

〔表5〕

＜健康保険被保険者適用除外承認申請時に必要な書類＞

- ・住民票の添付に代えて、当国保組合が市町村へ情報連携を行い、住民票情報を確認する。
- ・日本国籍を有していない方は、在留カードの写しも必要。

●従業員を新規採用した場合

- | | |
|----------------|--------------------|
| ・県連加入申込書 | ・資格取得届一式 (P.5 ①~⑦) |
| ・記入済み適用除外承認申請書 | |

●組合員の家族が厚生年金をかける組合員になる場合

- | | |
|----------------|--------------------|
| ・県連加入申込書 | ・資格取得届一式 (P.5 ①~⑦) |
| ・記入済み適用除外承認申請書 | ・前の世帯の喪失届 |

●法人会社を設立した場合

- | | |
|------------------------------|--|
| ・登記簿謄本（全部事項証明書）の写し | |
| ・労災保険加入証明書（労災保険番号が記載されているもの） | |
| ・記入済み適用除外承認申請書 | |

●個人事業所で常時従業員が5人以上になる場合、または任意適用をする場合

- | | |
|------------------------------|--|
| ・建設業に従事していることを証明する書類の写し | |
| ・労災保険加入証明書（労災保険番号が記載されているもの） | |
| ・記入済み適用除外承認申請書 | |

＜厚生年金に加入できない時に必要な書類＞

●個人事業所の専従者、法人役員（非常勤、無報酬）の場合

- | | |
|------------------------------|--|
| ・「健康保険被保険者適用除外承認申請」非該当理由書 | |
| ・労災保険加入証明書（労災保険番号が記載されているもの） | |
| ・株主総会議事録（法人役員の場合） | |
| ・役員会の同意書又は議事録（合同会社の場合） | |

(2) 従業員の退職や事業所に係る変更等について

事業所・事業主・従業員について変更や退職があるときは、当国保組合に速やかに連絡すること。
以下の書類と当国保組合の保険証を添えて、変更や喪失の手続きが必要となる。

●従業員の退職により厚生年金を喪失したとき

- ①厚生年金保険資格喪失確認通知書の写し
- ②厚生年金保険70歳以上被用者 不該当および標準報酬月額相当額のお知らせの写し
継続して当国保組合に加入する場合はP.15(3) 注意事項を参照ください。

●短時間勤務等に変更となり、健康保険適用除外を受ける必要がなくなったとき

- ①厚生年金保険資格喪失確認通知書の写し

- ②厚生年金保険70歳以上被用者 不該当および標準報酬月額相当額のお知らせの写し
- ③「健康保険被保険者適用除外承認申請」非該当理由書（原本）※当国保組合様式

●事業主・従業員が70歳になり、厚生年金を喪失したとき

※雇用形態に変更がない（常時使用される）場合

- ①厚生年金保険資格喪失確認通知書の写し

- ②厚生年金保険70歳以上被用者 該当および標準報酬月額相当額のお知らせの写し

●事業所の事業所名・職種・事業主等が変更になったとき

法人事業所：変更後の登記簿謄本（全部事項証明書）の写し

個人事業所：変更が証明できる公的書類の写し

●法人事業所を解散したとき

- ①事業主・従業員全員の厚生年金保険資格喪失確認通知書の写し

- ②厚生年金保険70歳以上被用者 不該当および標準報酬月額相当額のお知らせの写し

- ③登記簿謄本（全部事項証明書）【解散】の写し

継続して当国保組合に加入する場合はP.15(3)注意事項を参照ください。

●二以上事業所勤務者について

健康保険の適用除外承認を受けて当国保組合に加入中の組合員が、新規に法人事業所を設立し、その新規事業所においても協会けんぽ（健康保険）の被保険者資格を有することになる場合、以下の取り扱いとなります。

[新規事業所の業種が建設業のとき]

年金事務所に新規事業所として該当者の健保適用除外承認申請を行い、承認を受けることができれば当国保組合に継続加入できます。

○事前に当国保組合に連絡のうえ、期限内に以下の書類を当国保組合に提出してください。

（手続きの流れ等についてはP.13～14参照）

- ・新規事業所の登記簿謄本（全部事項証明書）の写し、労災保険加入証明書（労災保険番号が記載されているもの）、記入済みの適用除外承認申請書

[新規事業所の業種が建設業でないとき]

該当者は協会けんぽ（健康保険）に加入となるため、当国保組合の資格を喪失します。

(3) 注意事項

- ・組合員の家族被保険者が厚生年金適用となり適用除外承認を受けるときは、組合員として新規加入手続きが必要。組合員とならないときは、協会けんぽ加入となり喪失手続きとなる。
- ・当国保組合を脱退するときは、所属の地域建築組合で喪失届等を取り受けること。喪失届には必ず当国保組合の保険証を添付すること。
- ・退職、解散後も当国保組合に継続加入を希望する時は変更手続きが必要となるため、必ず当国保組合へ連絡すること。下記書類の提出が必要です。
 - 厚生年金保険資格喪失確認通知書の写し
 - 「労災保険加入が確認できる書類」の提出が必要。
- ※建設業の労災番号でない場合は「建設業に従事していることを証明する書類」の提出が必要。
- 解散の場合は、登記簿謄本（全部事項証明書）【解散】の写し
※保険料は「一人親方等」区分に変更となる。
※平成9年9月以降加入者は保険証の番号が変更となる。
- ・短期特例の方で同事業所での再雇用がない場合は、別途手続きが必要となりますので早急に当国保組合へ連絡すること。
※短期特例とは、冬季休業中は退職扱いで、春に再雇用となる方等。
- ・個人事業主は厚生年金保険に加入できないため、事業主の適用除外申請は不要です。
- ・協会けんぽ（健康保険）の被保険者資格を有することになった70歳以上75歳未満の組合員が当国保組合に継続加入される場合は、厚生年金保険は年齢により適用されませんが、健康保険については適用除外申請を行い、承認を受ける必要があります。